

第4次上田市男女共同参画計画(案)

令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)

～ともに認め合い、輝いて生きるために～

令和4年3月

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
1 各計画との関連性	2
2 SDGs(持続可能な開発目標)と男女共同参画	3
第3節 計画期間	3
第4節 推進体制と進行管理	3
1 推進体制	3
2 計画の進捗管理・PDCAの推進	4
第2章 計画策定の背景	5
第1節 男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化と国・県の動向	5
1 男女共同参画を取り巻く世界の動向	5
2 男女共同参画を取り巻く国や県の動向	6
3 男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化	8
第2節 上田市の現状	10
第3章 計画の目標と体系	13
第1節 本市の男女共同参画の基本理念とキャッチフレーズ	13
第2節 基本目標と重点施策	14
1 基本目標	14
2 成果指標	16
3 施策体系	17
第4章 施策の展開	19
重点施策① ジェンダーギャップ(男女の格差)解消に向けた啓発のさらなる強化	20
重点施策② 男女共同参画の視点に立った子どもへの教育・学習の充実	24
重点施策③ 人権や多様性の尊重に関する理解の促進	28
重点施策④ 意思・方針決定の場への女性の参画促進	30
重点施策⑤ 働きやすい環境づくりや多様な働き方の推進	33
重点施策⑥ あらゆる暴力の根絶に向けた取組	38
重点施策⑦ 貧困など生活上困難な状況におかれている女性などへの支援	42
重点施策⑧ 男女ともに健康で過ごすための支援	44
重点施策⑨ 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	47

第Ⅰ章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

我が国では、平成11年（1999年）に男女共同参画社会基本法が制定され、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の形成を目的とし、5つの基本理念に沿って、その実現を目指してきました。

男女共同参画社会の基本理念



出典：内閣府男女共同参画局ホームページを参考に作成

地方自治体においても、男女共同参画社会基本法の制定により、男女共同参画社会形成のための市町村計画策定が努力義務とされました。本市においては、平成3年（1991年）に策定した「第一次上田市女性行動計画」（旧上田市）をはじめ、平成19年（2007年）1月に施行した「上田市男女共同参画推進条例」に沿って、平成24年（2012年）に「第2次上田市男女共同参画計画」を、平成29年（2017年）には、「第3次上田市男女共同参画計画」を策定し、主管課が各地域自治センターと連携しながら、府内においては男女共同参画施策推進府内会議を設置し、男女共同参画施策を進めてきました。また、平成18年（2006年）10月には、市民団体等の活動拠点となる「男女共同参画センター」を市民プラザ・ゆうに設置しました。

そのような中、令和2年（2020年）、新型コロナウイルス感染症が拡大したこと、男女共同参画の遅れが露呈し、これまで見過ごされてきたことや潜在的にあったものの表面化してこなかった女性の貧困、ひとり親世帯の困窮などの諸問題が可視化されました。

こうした問題への関心やジェンダー不平等に対する課題意識の高まりは、一人ひとりがさまざまな視点を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現する機会と言えます。

このような社会情勢の変化を踏まえながら、地域全体で男女共同参画の意識を高め、男女共同参画社会を実現するため、新たに「第4次上田市男女共同参画計画」を策定します。

コメントの追加 [S1]: 修正反映しました。

コメントの追加 [S2]: 修正反映しました。

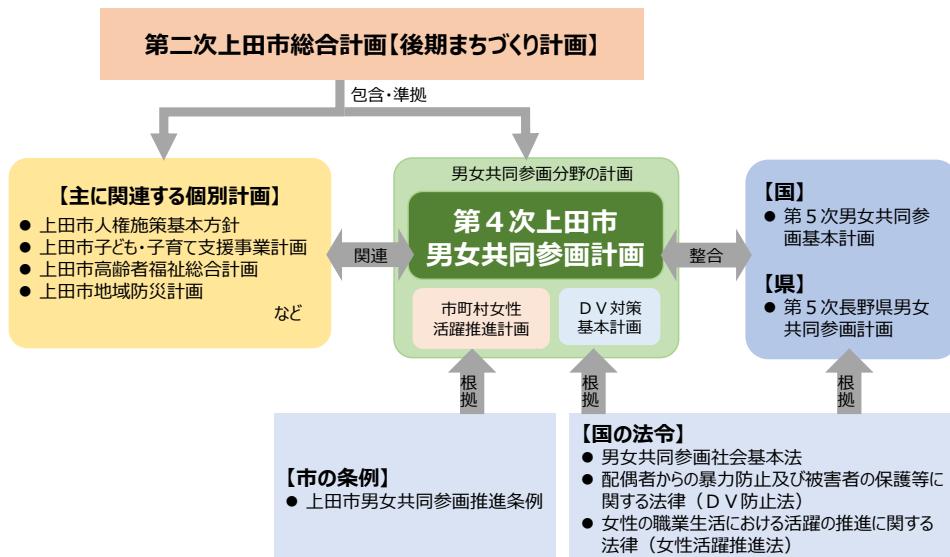
第2節 計画の位置づけ

1 各計画との関連性

本計画は、「上田市男女共同参画推進条例」第10条に定める、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。策定にあたっては、国・長野県の計画との整合を図るとともに、上田市の上位計画である「第二次上田市総合計画 後期まちづくり計画」に準拠しながら、「上田市人権施策基本方針」や子育て、福祉等の他部門の個別計画との関連性を図ります。

なお、本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画（女性活躍推進計画）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等に関する法律」に定める市町村基本計画（DV対策基本計画）を包含しています。

コメントの追加 [S3]: 頂いたご指摘をもとに修正しました。



コメントの追加 [人権男女共生課4]: 主に関連する個別計画の順番
上田市人権施策基本方針を一番上にしてください

コメントの追加 [S5R4]: 修正しました。

2 SDGs(持続可能な開発目標)と男女共同参画

SDGs(エス・ディー・ジーズ)は、平成27年(2015年)7月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから成る国際目標であり、誰一人取り残さないことを謳っています。

SDGsは経済・社会・環境の各分野の課題について統合的な解決を目指すものです。この目標のうち、特に5番目の「ジェンダー平等を実現しよう」は、本計画の取組と関連しており、本計画を通じてSDGsの理念実現を目指します。



コメントの追加 [S6]: 修正反映しました。

第3節 計画期間

計画期間は令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)の5年間とします。

第4節 推進体制と進行管理

本計画の推進にあたっては、市民、関係団体、事業者等との協働体制を構築し、目標の達成に努めます。

1 推進体制

(1)市民と事業者の協働

- ・計画を推進し目標を達成していくために、各種事業を通じて意識啓発を行いながら、市民との協働による事業の実施に努めます。
- ・男女共同参画に関する学習や研究を行っている個人や団体との連携強化と、市民の自主的な活動に対して情報提供等の支援を行います。
- ・男女共同参画社会の実現に不可欠な事業者との連携を図ります。

コメントの追加 [人権男女共生課7]: 市民と事業者の協働

コメントの追加 [S8R7]: 上記の指摘を受けて修正しました。

(2)府内推進体制の充実

- ・男女共同参画に関する府内推進会議をいっそう充実させるとともに、市職員が男女共同参画の視点で業務を進めていくよう情報提供や研修の充実を図ります。

コメントの追加 [S9]: 頂いたご指摘をもとに修正しました。

(3)アドバイザーによる研修会の開催(知識の向上)

- 男女共同参画推進に精通した講師や学識経験者から、継続的にアドバイスをいただきながら、進めています。

(4)男女共同参画センターの充実

- 男女共同参画に関する意識啓発や知識習得に加え、男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動の拠点として、男女共同参画センターの充実を図ります。

(5)上田市男女共同参画推進委員会における進捗管理

- 市民及び学識経験を有する者で構成している「上田市男女共同参画推進委員会」において計画の進捗評価を行い、必要に応じて提言をしていきます。

コメントの追加 [S10]: 修正しました。

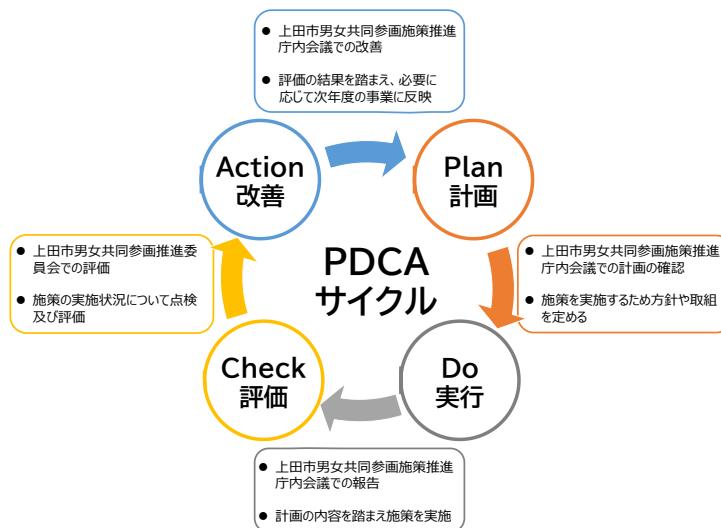
(6)国、県及び関係機関との連携

- 国、県、関係機関及び他の自治体と情報交換や事業協力等の連携を図りながら推進します。

2 計画の進捗管理・PDCAの推進

計画の効果的な進捗を図るため、年度ごとに「Plan(計画)」「Do(実施)」「Check(評価)」「Action(改善)」のPDCAサイクル^{※1}による施策・事業の改善を図り、市民に公表します。また「上田市男女共同参画推進委員会」で計画に記載されている施策の進捗状況と効果等を検証・評価するとともに、社会情勢の変化などに応じて実施方法などを見直し、計画の実現を目指します。

コメントの追加 [S11]: 修正しました



^{※1} 生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan(計画) → Do(実行) → Check(評価) → Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

第2章 計画策定の背景

第1節 男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化と国・県の動向

1 男女共同参画を取り巻く世界の動向

男女共同参画社会は、平成7年(1995年)の「北京宣言及び行動綱領」や、平成27年(2015年)の「第59回国連女性の地位委員会(北京+20)」など、様々な取組によって形成されてきました。また、国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択されたアジェンダの目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が定めされました。SDGsの17の目標のうちの1つとして「ジェンダー平等を実現しよう」という目標が掲げられ、より一層、国際的にジェンダー平等への関心が強まりました。

平成17年(2005年)から、世界経済フォーラム(World Economic Forum)が毎年発表している、4分野(経済、政治、教育、健康)のデータから各国の男女格差を測るジェンダーギャップ指数によると、令和3年(2021年)の日本の総合スコアは対象国156か国中、120位と男女共同参画の水準はいまだ低いのが現状です。

ジェンダーギャップ指数(2021) 上位国及び主な国の順位				
順位	国名	値	前年値	前年からの順位変動
1	アイスランド	0.892	0.877	—
2	フィンランド	0.861	0.832	1
3	ノルウェー	0.849	0.842	-1
4	ニュージーランド	0.840	0.799	2
5	スウェーデン	0.823	0.820	-1
11	ドイツ	0.796	0.787	-1
16	フランス	0.784	0.781	-1
23	英國	0.775	0.767	-2
24	カナダ	0.772	0.772	-5
30	米国	0.763	0.724	23
63	イタリア	0.721	0.707	13
79	タイ	0.710	0.708	-4
81	ロシア	0.708	0.706	—
87	ベトナム	0.701	0.700	—
101	インドネシア	0.688	0.700	-16
102	韓国	0.687	0.672	6
107	中国	0.682	0.676	-1
119	アングラ	0.657	0.660	-1
120	日本	0.656	0.652	1
121	シエラレオネ	0.655	0.668	-10

コメントの追加 [S12]: 頂いたご指摘をもとに修正しました

出典：内閣府男女共同参画局

2 男女共同参画を取り巻く国や県の動向

(1) 国の動向

① 国の近年の取組

年	月	内容
平成30年 (2018年)	5月	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」では、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことを基本原則としています。また、国・地方公共団体の責務を定め、政党等に所属する男女それぞれの公職候補者の数について目標を定めるなど自主的に取り組むよう努めることされました。
	6月	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の成立 労働者の個々の事情に応じた多様な柔軟な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、多様な柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等、働き方改革を推進する内容が盛り込まれました。
令和元年 (2019年)	6月	「女性活躍推進法」の改正 「女性活躍推進法」の改正により、一般事業主行動計画策定義務の対象拡大、女性の活躍に関する情報公表項目の強化等について、翌年の令和2年（2020年）4月から順次施行されることになりました。 「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」の改正 「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正され、事業主が職場におけるパワー・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を義務付けるとともに、労働者が事業主にセクシュアル・ハラスメント等を相談したことを理由とする不利益な取り扱いを禁止することされました。 「児童福祉法」等の改正 配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布・施行されたことにより、児童虐待と密接な関連があるとされるDV被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法律上明確化されました。また、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。
令和2年 (2020年)	5月	「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の策定 東日本大震災を始めとする過去の災害における課題から、「ジェンダーの視点が災害対応力を強くする」として、都道府県・市町村が女性の視点からの取組を進め、地域の災害対応力を強化していくための基本方針等を内容とする「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定されました。
	6月	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定により、令和2年度（2020年度）から3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑法のあり方の検討、被害者支援の充実、加害者対策の促進、教育・啓発の強化に取り組むことされました。

② 国の計画（第5次男女共同参画基本計画）における新たな課題と基本方針

令和2年（2020年）に策定された第5次男女共同参画基本計画では、我が国の現状や社会変化等を踏まえ、以下の新たな課題を設定しています。

コメントの追加 [人権男女共生課13]: 平成30年5月欄、本文3行目「男女のそれぞれの公職の…」の「の」をトル「男女それぞれ公職の候補者…」

コメントの追加 [S14R13]: ご指摘を踏まえ、以下のように修正しました。
「男女それぞれの公職候補者…」

1. 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
2. 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
3. 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
4. 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
5. デジタル化社会への対応（Society 5.0^{※2}）
6. 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
7. 頻発する大規模災害
8. SDGsの達成に向けた世界的な潮流

コメントの追加 [S15]: 修正しました。

※2 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

また、基本的な方針については、男女共同参画基本計画の“目指すべき社会”として次の4点を掲げています。

1. 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
2. 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
3. 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
4. あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(2)長野県の動向

①長野県の近年の取組

年	月	内容
平成28年 (2016年)	5月	「長野県女性活躍推進会議」の設置 長野県における女性の活躍を推進し、男女の人権が尊重され、豊かで活力のある地域社会を実現するため、国、県、経済団体、労働団体、職域団体、教育機関等で構成する「長野県女性活躍推進会議」が設置されました。主に、県内企業・団体における女性の採用、配置・育成、登用についての現状や課題の整理、女性の活躍推進及び働き方改革のための共通テーマや推進方法等について協議を行っています。
	7月	長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」の開設 「りんどうハートながの」を開設し、性暴力被害者に対する総合的な支援を関係機関と連携してワンストップで提供しています。
平成30年 (2018年)	3月	長野県総合5か年計画「あわせ信州創造プラン2.0」の策定 平成30年度から5年間の県政運営の基本となる総合計画「あわせ信州創造プラン2.0」を策定。「確かに暮らしが営まれる美しい信州～学びと自治の力で拓く新時代～」を基本目標としています。
令和2年 (2020年)	3月	長野県就業促進・働き方改革「基本方針」「アクションプラン」の策定 就業者数の増加、県内産業の持続的発展のためには、高齢者、女性、障がい者など多様な人材の就業促進、多様で柔軟な働き方の導入等の「働き方改革」が不可欠であるという観点の下、長野県就業促進・働き方改革「基本方針」と「アクションプラン」が策定されました。

コメントの追加 [S17R16]: 「現状や課題の整理、…」と修正しました。

コメントの追加 [人権男女共生課16]: 平成 28 年 5 月本文 3 行目「現状や課題の整理や、」→「現状や課題の整理、また…」

②長野県におけるジェンダー平等の状況

第4次長野県男女共同参画計画(平成28~令和2年度)において、「多様なライフスタイルが実現できる信州」を目指し、県民誰もが性別によって制約されることなく、個性と能力を十分に發揮することができる県づくりを進めるため、11の目標に沿った取組を進めてきました。

その結果もあり、平成29年就業構造基本調査結果(総務省統計局)では、女性の有業率は全国よりも高くなっています(県:52.6%、全国:50.7%)、企業における女性管理職の割合は、全国に比べて大幅に低くなっています(県:8.4%、全国:14.8%)。また、20代後半から30代にかけて女性の有業率が減少するM字カーブは解消の方向にありますが、女性の雇用形態を年代別にみると、30代後半で非正規雇用者の割合が正規雇用者の割合を上回っている状況です。

③第5次長野県男女共同参画計画にて示された長野県の主な課題と新たな視点

これまでの取組の達成状況と現状を踏まえた長野県の主な課題は次のとおりです。

1. 固定的性別役割分担意識や性差による偏見・思い込みの解消
2. 女性の就業継続に向けた取組と能力発揮への支援
3. 長時間労働等を当然とする労働慣行の変革と働き方改革に向けた一層の取組
4. 暴力の被害者等が安心して相談できる体制の整備
5. 男女の健康支援

6. 貧困等生活上の困難を抱える女性等を確実に支援につなげる仕組みづくり
7. 多様な性のあり方等への理解促進
8. 防災・災害対応・復興の取組への男女共同参画の視点の強化
9. 若者が魅力を感じられる地域社会づくり
10. 推進体制と啓発機能の強化

なお、県及び国内外の社会経済情勢の変化を踏まえた以下4つの新たな視点を加え、第5次長野県男女共同参画計画を策定しています。

1. 時代の変化を先取りして働き方・くらし方を変革する
2. 若者に選ばれる県をめざす
3. SDGsの理念を踏まえ、ジェンダー平等の視点を浸透させる
4. ダイバーシティ^{※3}(多様性)の視点を取り込む

3 男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した男女共同参画の変化

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生命や生活、経済、社会、さらには、行動・意識・価値観にまで及ぶ大きな影響をもたらしています。特に女性の雇用や生活に大きな影響を及ぼし、女性の割合が高い非正規雇用者の雇止めや解雇、ひとり親家庭の困窮、女性への家事・育児・介護等の負担感の増加等、ジェンダーに起因する課題は一層顕在化し、深刻化するとともに、様々な格差が拡大する方向にあります。さらには、コロナ禍における閉塞感や不安感、外出自粛による在宅時間の増加等により、DVや性暴力の増加も懸念されています。

コメントの追加 [S18]: 修正しました。

一方、これを契機として、仕事ではテレワーク^{※4}の導入やオンライン活用が急速に拡大したこと、男女ともに働く場所や時間の柔軟化が考えられるとともに、在宅での働き方の普及により男女双方の家事・育児等への参画の進展が期待されるなど、感染症が収束したポストコロナの時代を見据え、「新たな日常」の実現に向けた男女共同参画推進の取組が必要となっています。

コメントの追加 [S19]: 修正しました。

※3 経営・人事などの分野で「雇用する人材の多様性を確保する」という概念や指針を指す意味で用いられる用語。個性の違いを積極的に肯定・尊重し、偏見や差別の意識に捉われずに、均等に雇用機会や待遇を提供するという理念に基づく。また、適材適所で実力を発揮することで、柔軟で創造的な企業活動の実現が期待できるという実利的な意義もあるため、現代の企業経営において重要な指針と位置づけられ、推進されている。

※4 情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことを指す。

(2) デジタル化社会(IT化時代)での働き方や生き方の変化

近年の目覚ましい技術革新は社会構造の急速な変化をもたらしており、人々の行動やモノの状態を集約・蓄積したビッグデータをAIが解析することで、マーケティングや販売プロセス等に活用されるなど、我々の生活に深く浸透しつつあります。

特に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、テレワークの導入やオンラインの活用が急速に進み、働き方に大きな変化をもたらしました。同時に、生活環境も変化したことから、ワーク・ライフ・バランス^{※5}の大切さや多様な働き方を推進していく必要があると考えられます。

また、多くの産業や職業が密接に関っている情報技術や電子工学、機械工学の分野における人材育成が急務となっていますが、我が国では、理工系分野を専攻する女性の比率や研究者に占める女性の比率は、諸外国と比べて低い状況にあります。

デジタル化社会到来の中で、女性が活躍し経済的に自立していくために、女性のデジタルスキルの強化を図ることで就労に結びつくよう、支援していくことが必要です。

コメントの追加 [S20]: 修正しました。

コメントの追加 [S21]: 修正しました。

(3) 頻発する大規模な自然災害

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違い等に対する配慮がなされない状況が多く発生しました。特に避難所においては、男女別トイレや更衣室の設置、授乳スペース等の確保、同性による女性用品の配布等がスムーズに行われなかったことや性別に基づく役割分担の偏り、性被害等の問題が明らかとなっており、男女共同参画の視点を踏まえた対応が急務となっています。

災害時には、性別や年齢、障がいの有無等、社会的な状況によって受ける影響が異なることから、女性や多様な生活者の視点を一人でも多くの人が理解し、十分な配慮がなされるよう、様々な防災の取組について、平常時より男女共同参画の視点を導入していくことが重要です。

(4) 人生100年時代における一人ひとりの活躍

わが国の平均寿命は着実に延びており、厚生労働省(令和2年(2020年))の簡易生命表によると、女性で87.7歳、男性で81.6歳となっており、長寿社会を迎えています。

人生100年時代の到来により、これまでの「教育・仕事・老後」という単線型の人生設計だけではなく、それぞれの希望に応じた多様な働き方、学び方、生き方を選べる環境整備が求められます。女性も男性も、若いうちから人生100年時代を意識して、仕事と家事・育児・介護に主体的に関わることが、生涯にわたって自立した生活を維持することに役立つと言えます。また、そうした生活と両立しうる持続可能な働き方の実践や、仕事以外にも活動の場を持つなど、一人ひとりの個性と能力を發揮し、誰もが生きやすい社会となるよう、支援していくことが重要です。

コメントの追加 [S22]: 頂いた修正を反映しました。

コメントの追加 [S23]: 市の修正を踏まえ、文章を修正してみました

※5 やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。

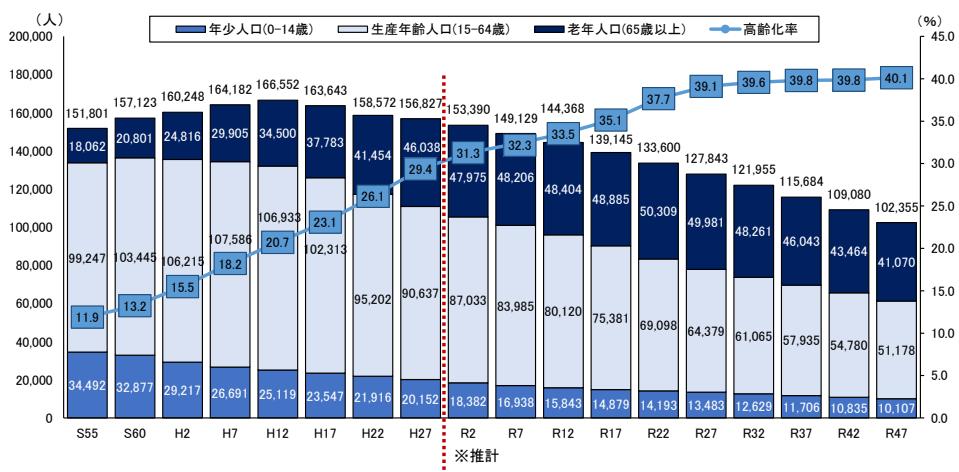
第2節

上田市の現状

① 人口の推移・推計

本市の人口は 2000 年(平成12年)をピークに減少に転じ、2015 年(平成27年)は 156,827 人となっており、すでに高齢化率は約 30% となっています。今後も高齢化率は上昇し、2045 年(令和 27 年)には約 40% になると推測されます。

年齢3区分人口の推移と推計

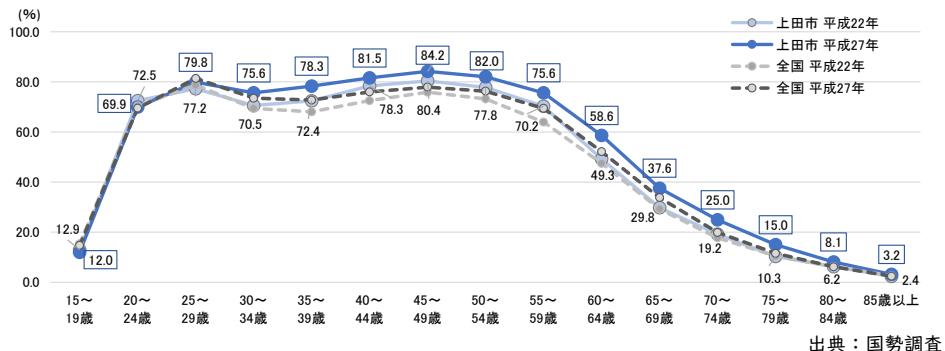


出典：国勢調査

② 女性の労働力率^{※6}

本市における女性の労働力率は、各年齢において全国よりも高く、平成 22 年(2010 年)に比べて、平成 27 年(2015 年)の数値は上昇しており、特に子育て世代の労働力率は改善傾向にあることがうかがえます。

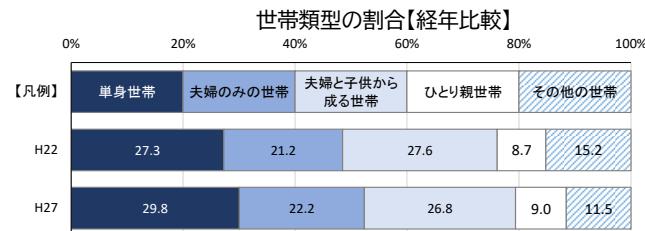
女性の年齢階層別労働力率(全国との比較)



※6 15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

③ 家族形態の状況

本市における一般家庭(62,550世帯)のうち、核家族は36,271世帯と、全体の58.0%、単身世帯は全体の29.8%を占めています。平成22年度(2010年度)と比較すると、「夫婦と子どもから成る世帯」がやや減少し、単身世帯、夫婦のみ、ひとり親の世帯が増加傾向にあります。



出典：国勢調査

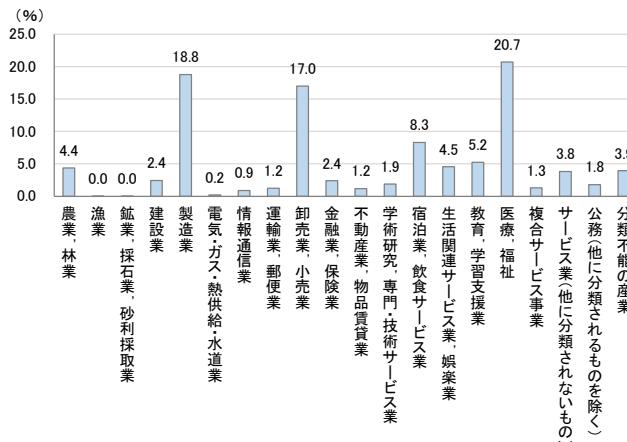
④ 産業人口比率

本市における産業人口比率を性別でみると、約7割の女性が3次産業^{※7}に従事しており、3次産業に携わる女性が多くなっています。分野別では、「医療・福祉」の分野が20.7%と最も多くなっています。

産業別人口比率【男女別、全国比較】

	男性		女性	
	上田市(%)	全国(%)	上田市(%)	全国(%)
1次産業	5.9	4.3	4.5	3.5
2次産業	43.4	32.9	22.1	14.8
3次産業	50.6	62.8	73.4	81.6

産業別人口比率【男女別、全国比較】



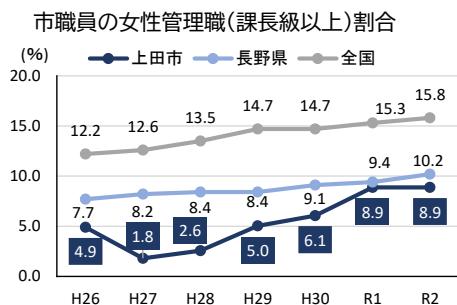
出典：国勢調査（平成27年）

※7 商業から金融・保険業、運輸・郵便業まで、様々な種類の業種が対象。なお、第一次産業は、食料や木材などを生産する「農業」「林業」「漁業」が該当し、第二次産業は製造業・建設業・鉱業が該当する。

⑤市職員の女性管理職（課長級以上）割合

本市における市職員の女性の管理職の割合は、令和2年（2020年）時点8.9%と、全国や県と比べて低い割合となっています。市民をリードする立場である組織が率先して女性職員の登用に取り組んでいくことが重要と言えます。

コメントの追加 [S24]: 修正しました。



出典：上田市・長野県：長野県県民文化部人権・男女共同参画課調べ
全国：内閣府男女共同参画局 女性の政策・方針決定参画状況調べ

第3章 計画の目標と体系

第1節 本市の男女共同参画の基本理念とキャッチフレーズ

上田市では、男女共同参画の推進に関する基本的な考え方と、市や市民、事業者、教育関係者などの責務、市の主要な施策などを示した上田市男女共同参画推進条例を制定しました。その第3条に7つの基本理念を定めており、本市における男女共同参画推進の土台となる考え方を示しています。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかにかかわらず性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職場、地域、その他のあらゆる分野における活動を行うことができるよう配慮されること。

(3) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。

(4) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(5) 性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女の対等な関係の下に、互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、男女が互いの意思を尊重し、ともに健康な生活を営む権利が尊重されること。

(6) 男女間における暴力の根絶

男女間におけるあらゆる暴力が根絶されること。

(7) 国際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画の推進は、国際社会におけるその取組と密接な関係を有していることを踏まえ、国際的協調の下に行われること。また、常に国際社会の動向を見つめ、これを踏まえた取組が推進されること。

また、本市では第1次計画から男女共同参画の目指す姿・目的を市民や事業者にわかりやすく伝えるため、「ともに認め合い、輝いて生きるために」というキャッチフレーズを掲げながら施策を推進してきました。一人ひとりの違いを認め、個性を活かしながら、誰もが輝いて生きられる社会の重要性は年々高まっていることから、本計画においてもこのキャッチフレーズを継承し、市、市民、事業者など関係者と協働しながら取り組んでいきます。

コメントの追加 [S25]: 漢字に修正しました。

上田市男女共同参画計画推進のキャッチフレーズ



ともに認め合い、輝いて生きるために



第2節

基本目標と重点施策

1 基本目標

男女共同参画の基本理念や近年の社会変化、本市の現状や課題等を踏まえながら、これから5年間で特に重要となる施策分野を「学び」「仕事と生活」「安心・安全」の3つとし、それぞれに基本目標を定めました。また、基本目標ごとに第4次計画で重点的に取り組んでいく目標を明確化し、“実践するうえだ”を目指します。

コメントの追加 [S26]: 漢字に修正しました。

～学び～

【基本目標 I】男女共同参画社会の実現に向けた学びの推進

【重点的に目指すこと】

コメントの追加 [S27]: 漢字に修正しました。(基本目標2、3同様です)

1. ジェンダーギャップ（男女の格差）解消に向けた啓発のさらなる強化
2. 男女共同参画の視点に立った子どもへの教育・学習の充実
3. 人権や多様性の尊重に関する理解の促進

現在、「ジェンダーギャップ」といわれる社会的男女格差の解消が十分進んでいるとはいえない状況です。男性が主たる稼ぎ手であるべきなどの固定観念にとらわれずに、男女問わず家事・育児・介護等の多様な経験を得ることや、自己啓発等にかける時間を確保するなど、多様な価値観の醸成を通じて社会における視野を広げるなど、自身の個性と能力を発揮できる社会が望されます。

コメントの追加 [S28]: 修正を踏まえ、文章を修正してみました

こうした男女共同参画の意識は、家庭や保育所、幼稚園、学校における幼少期からの体験や学習により培われるものであり、次代を担う子どもたちが、男女がともに協力し合うことの大切さを理解できるよう、幼少期から継続的に学ぶ必要があります。

また、性の概念も多様化しつつあるなか、性や世代など様々な立場の違う者同士が互いの違いを知り、理解し、尊重し合うことがますます重要になってきています。そのための対話や交流などの機会を確保し、多様な学びを推進します。

コメントの追加 [S29]: 「そこで」に直すという修正でしたが、「そのための」のほうが流れとしてよいかと思います。

コメントの追加 [S30]: 修正頂いた通り、「傾聴」の言葉は削除しました。

～仕事と生活～

【基本目標Ⅱ】男女がともに活躍する社会づくり

【重点的に目指すこと】

4. 意思・方針決定の場への女性の参画促進
5. 働きやすい環境づくりや多様な働き方の推進

行政、民間、地域など、あらゆる場面での意思・方針決定の過程に男女がともに参画することは、多様な視点が確保され、誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。

徐々に女性の参画は拡大しているものの、依然として、意思・方針決定過程における参画の男女差は大きいことから、必要な場面においてはポジティブ・アクション^{※8}（目標数値を決め、その数値に達するよう、個々の企業等が行う自主的かつ積極的な取組のこと）を進め、実践的に機会均等の実現を図っていく必要があります。

また、ICT^{※9}化や新型コロナウイルス感染症の拡大により進みつつあるテレワーク等の多様な働き方や働きやすい環境づくりを推進し、ワーク・ライフ・バランスを実現し、男女問わず誰もが活躍できる社会を目指します。

コメントの追加 [S31]: 頂いた修正を反映しました。

コメントの追加 [S32]: 頂いた修正を反映しました。

～安全・安心～

【基本目標Ⅲ】男女でつくる安全・安心な社会

【重点的に目指すこと】

6. あらゆる暴力の根絶に向けた取組
7. 貧困など生活上困難な状況におかれている女性などへの支援
8. 男女ともに健康で過ごすための支援
9. 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

私たちの生活は、大規模災害の発生や新型コロナウイルス感染症などの疾病、配偶者からの暴力(DV)や性犯罪など、様々な形態の危険と隣合わせの状態であると言えます。こうした危険に対しては、一人ひとりが危機意識を持ちながら、誰もが安全・安心に暮らすことができるまちづくりに向けて協力していく必要があります。

とりわけ、大規模災害の発生や感染症の流行は、すべての人の生活を脅かすと同時に、女性や脆弱な状況にある人々へ深刻な影響を及ぼすことがわかっており、平常時からあらゆる施策に男女共同参画の視点を含めることが重要となります。

こうしたことを念頭に、本市では誰一人取り残さず、男女共同参画の視点を活かし、助け合いながら、誰もが安全・安心に暮らせる体制づくりを目指します。

※8 社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者（人的マイノリティや女性など）に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現するための暫定的な措置のこと。

※9 「情報通信技術」の略であり、IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つ。コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと区別される。

2 | 成果指標

本計画全体および基本目標・重点施策の成果を評価するための指標を以下のように設定します。

基本目標・重点施策		指標	単位	基準値	目標値(R8)
計画全体の成果目標		「男女共同参画社会の実現」の市民満足度 【上田市住民アンケート調査】	%	18.9 (R1)	19.8(R5)
基本目標 I	男女共同参画社会の実現に向けた学びの推進	「社会全体が男女平等である」と思っている市民の割合 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	12.7 (R2)	13.3
重点施策①	ジェンダーギャップ(男女の格差)解消に向けた啓発のさらなる強化	固定的性別役割分担を好ましくないと考える人の割合 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	69.9 (R2)	73.4
重点施策②	男女共同参画の視点に立った子どもへの教育・学習の充実	「性の多様性を学ぶ機会が必要」と思う中学生の割合【男女共同参画に関する中学生のアンケート】	%	65.0 (R2)	68.3
重点施策③	人権や多様性の尊重に関する理解の促進	LGBTという用語の認知度 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	66.8 (R2)	70.1
		ダイバーシティという用語の認知度 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	45.1 (R2)	47.4
基本目標 II	男女がともに活躍する社会づくり	結婚や出産に関わらず女性が職業を持ち続ける方がよいと考える市民の割合 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	50.4 (R2)	52.9
重点施策④	意思・方針決定の場への女性の参画促進	審議会等委員に占める女性の割合	%	37.8	40.0
		市職員の女性管理職(課長級以上)割合	%	8.9	30.0
		自治会三役に女性が就いている自治会の割合	%		
重点施策⑤	働きやすい環境づくりや多様な働き方の推進	仕事と家庭生活をともに優先したい人が実現している割合 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	32.1 (R2)	33.7
		30～34歳の女性の労働力率	%	75.6 (H27)	79.4 (R2)
基本目標 III	男女でつくる安全・安心な社会	「すべての人の人権が尊重され、明るく安全に暮らせるまち」だと感じる市民の割合 【上田市住民アンケート調査】	%	30.6 (R1)	32.1 (R5)
重点施策⑥	あらゆる暴力の根絶に向けた取組	女性相談員によるなんでも相談(上田市市民プラザ・ゆう)の認知度 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	19.8 (R2)	20.8
重点施策⑦	貧困など生活上困難な状況におかれている女性などへの支援	資格取得支援利用者の再就職割合	%	100.0	維持
重点施策⑧	男女ともに健康で過ごすための支援	リプロダクティブ・ヘルス／ライツという用語の認知度 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	—	25.0
重点施策⑨	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	上田市防災会議の女性委員の割合	%	6.7 (R3)	10.0
		上田市消防団の女性団員の割合	%	4.6	5.0

コメントの追加 [ak33]: ・最新の指標案にしてあります。
 ・現状値ではなく基準値とし、時点を()で入れたいです。
 ・また、目標値は基本的には1年に1%の増加、5年で5%の増加とし、基準値×1.05としています。適宜見直して下さい。
 ・空いているところは、入れられればお願ひします。
 無理ならバブコメ版は(確認中)などとしてはいかがでしょうか。

3 施策体系

基本目標		重点施策(目指す姿)	ページ	課題解決に向けた主な取組
基本目標Ⅰ 学び	男女共同参画社会の実現に向けた学びの推進	① ジェンダーギャップ(男女の格差)解消に向けた啓発のさらなる強化	P.20	(1) 固定的性別役割分担意識の解消に関する意識啓発 (2) 男性への男女共同参画意識の啓発
		② 男女共同参画の視点に立った子どもへの教育・学習の充実	P.24	(1) 児童・生徒へのキャリア教育/教員・保護者に対する研修 (2) 性や健康に関する教育
		③ 人権や多様性の尊重に関する理解の促進	P.28	(1) 人権と多様性の理解の促進
基本目標Ⅱ 仕事と生活	男女がともに活躍する社会づくり	④ 意思・方針決定の場への女性の参画促進	P.30	(1) あらゆる分野の政策・方針決定の場における女性の参画促進 (2) 地域組織における女性の参画促進 (3) 市職員の女性管理職(課長級以上)の登用の強化
		⑤ 働きやすい環境づくりや多様な働き方の推進	P.33	(1) 育休・介護休暇等の企業の制度/ワーク・ライフ・バランスの推進 (2) 事業者表彰制度の普及 (3) 子育てや介護に関する支援の充実 (4) 職業能力の開発や再就職支援 (5) 多様な働き方に関する情報提供と推進
基本目標Ⅲ 安全・安心	男女でつくる安全・安心な社会	⑥ あらゆる暴力の根絶に向けた取組(DV対策基本計画)	P.38	(1) あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発 (2) 多様なハラスメント防止のための啓発 (3) 危機的な状況にある人や暴力を受けた人への支援・相談体制の構築
		⑦ 貧困など生活上困難な状況におかれている女性などへの支援	P.42	(1) 困難を抱えたひとり親家庭に対する支援 (2) 困難を抱えた女性や支援を必要とする人への取組
		⑧ 男女ともに健康で過ごすための支援	P.44	(1) 生涯にわたる男女の健康支援の推進 (2) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)についての意識づくり
		⑨ 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	P.47	(1) 防災に関する政策・方針決定過程における男女双方の視点の反映 (2) 地域防災における男女共同参画の推進

第4章 施策の展開

基本目標

I

男女共同参画社会の実現に向けた学びの推進



重点施策①

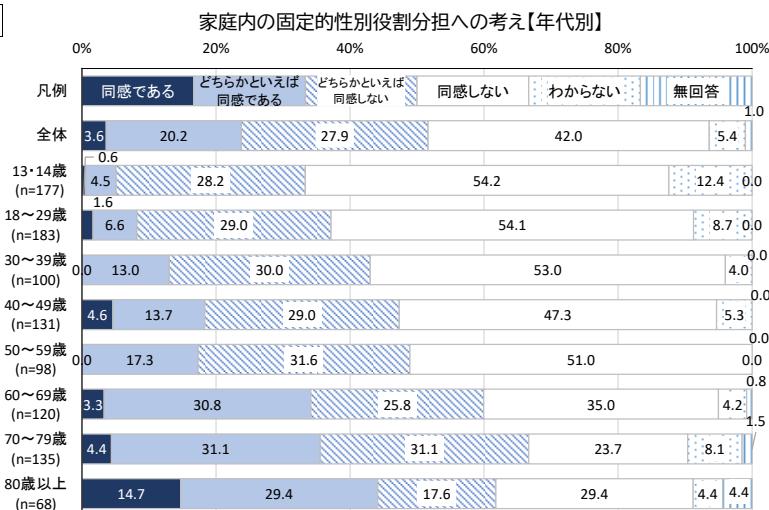
ジェンダーギャップ(男女の格差)解消に向けた啓発のさらなる強化

◆現状・課題と施策の方向

- 上田市で実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査(令和2年度)」(以下、市民意識調査)の結果をみると、社会制度や慣行などによって「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識が未だ根強く残っています。「男らしさ、女らしさ」の意識、性差に関する偏見や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス※10)は、女性が社会で活躍することを妨げる側面がある一方で、男性にとっても、家族を支える主たる稼ぎ手でなければならないなどといった男性観が、男性自身の生きづらさにつながることもあります。このような固定的性別役割分担意識や無意識の圧力の解消を図るために意識啓発を強化し、男女ともに本来の個性を活かせる社会についていくことが重要です。
- また、男性は家事・育児や介護に参加することへの抵抗感をなくし、積極的に参加すること、女性は家事・育児・介護に対する自身の責任意識を見直し、男性と協力して分担することなど、男女双方の意識改革が必要です。家庭内でどちらかの性に役割が偏ることなく、男女ともに地域社会の構成員として活躍できるようになることが、ひいては地域社会の持続・発展につながります。

コメントの追加 [S34]: 頂いた修正を反映しました。

関連データ



出典：上田市「男女共同参画社会に関する市民意識調査(令和2年度)」

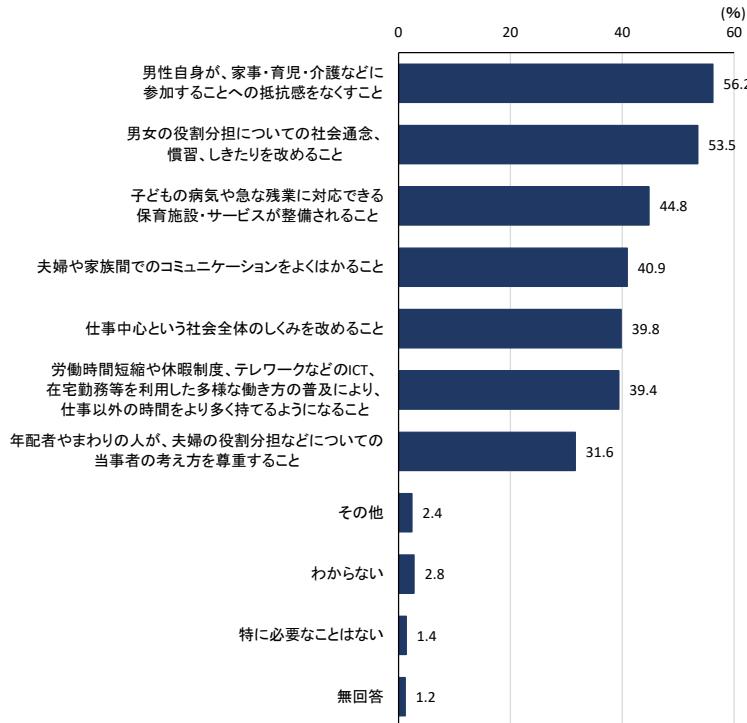
※10 無意識の偏ったモノの見方のこと。他にも、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」「無意識バイアス」等と表現されることもある。

家庭内の固定的性別役割分担への考え方【国・県との比較】

	上田市	国	県
同感(賛成)	3.6%	7.5%	2.6%
どちらかといえば同感(賛成)	20.2%	27.5%	18.0%
どちらかといえば同感しない(反対)	27.9%	36.6%	36.4%
同感しない(反対)	42.0%	28.2%	31.9%
わからない	5.4%	5.2%	10.2%

資料：上田市「令和2年度男女共同参画社会に関する市民意識調査」
 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(2019年)
 長野県「令和元年度県民意識調査」(2019年)
 ※上田市及び県の回答は無回答も含んだ人数をベースにした割合

男性と女性がともに仕事、家事、育児、介護、地域活動を積極的に行っていくために必要だと思うこと



出典：上田市「男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和2年度）」

◆課題解決に向けた主な取組

(1) 固定的性別役割分担意識の解消に関する意識啓発

世代ごとの意識の違いや課題を踏まえ、さまざまな層の関心やニーズにアプローチできるよう、オンライン形式やワークショップ形式など多様な手法やテーマによる意識啓発の機会をつくり、意識や行動の変容を促します。

具体的な内容	担当課
・男女共同参画に関するパンフレットや市ホームページ等による情報発信	人権男女共生課
・男女共同参画社会づくりに関する意識の啓発活動の推進	
・若年層と高齢者との男女平等意識の差を解消するため、世代間で交流できるワークショップやセミナーの実施	人権男女共生課 生涯学習・文化財課 公民館 各市民サービス課
・若年層や子育て世代等に向け参加しやすいICTを活用したオンライン講座やセミナー等の企画・実施	
・固定的性別役割分担意識、無意識の思い込みを解消するため、男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進	
・男女共同参画社会づくりに向けて活動する団体・グループ等との連携・協働による啓発	人権男女共生課
・総合的、計画的に施策を推進するため、府内体制の整備	
・地域での固定的性別役割分担意識の解消を進め、男女がともにまちづくりなどの地域の実践的活動に参画するよう自治会など関係団体との連携・協働	市民参加・協働推進課
・市内大学等との連携による男女共同参画の学習機会の提供	学園都市推進室
・男女共同参画意識の理解促進のため市職員の研修機会の充実	総務課 人権男女共生課

コメントの追加 [S35]: 「の」を削除しました。

コメントの追加 [S36]: 修正の通り加えました。

(2) 男性への男女共同参画意識の啓発

男性が家事・育児、介護に参画し、家庭生活と他の活動を調和させながら生活面で自立できるよう、学習機会の提供や啓発などに取り組みます。

具体的な内容	担当課
・男性への家事・育児、介護参加への意識啓発	人権男女共生課 公民館
・男性の生活面の自立をめざす講座の開催	子育て・子育ち支援課 健康推進課

◆施策の成果指標

指標	基準値	目標値(R8)
固定的性別役割分担を好ましくないと考える人の割合(%) 【男女共同参画に関する市民意識調査】	69.9(R2)	73.4

コメントの追加 [ak37]: ここに施策の成果指標を入れました。
(以下同様)

◆施策の進捗を管理するためのプロセス指標

指標	基準値	目標値(R8)
男女共同参画意識啓発講座等の参加者数[累計](人)	100	750
オンライン講座・セミナーの開催回数	-	年1回
男性を対象とした家事・介護講座の参加者数[累計](人)	4	80

コメントの追加 [ak38]: プロセス指標の内容もお送りしたパワポをベースに見直しています。そのため、数値が入ってないところが多いです。
改めてご確認ください。

(以下同様)

また、参加者数の指標は[累計]を基本としました。基準値は最新年の人数、目標値は5年間での累計人数を入れて下さい。
(以下同様)

重点施策② 男女共同参画の視点に立った子どもへの教育・学習の充実

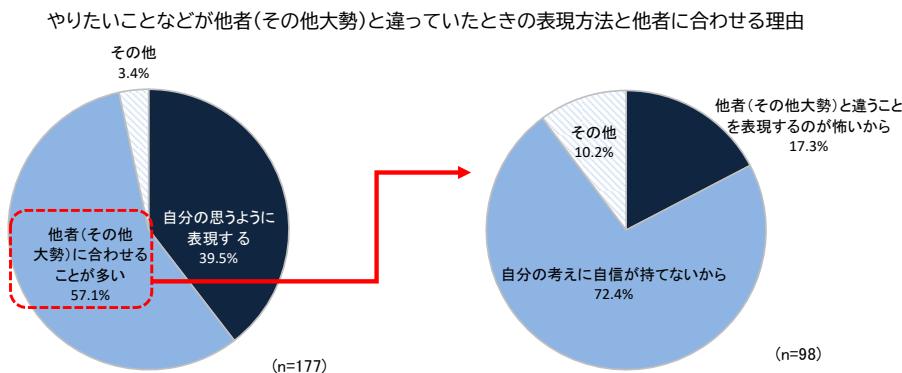
◆現状・課題と施策の方向性

- 固定期的な性別役割分担意識を解消するためには、子どもの頃から、性別で役割を決めつけないことが大切を、さまざまな身近なケースを通じて具体的に学んでいくことが重要です。未来を担う子どもたちが一人ひとり、個性を活かして、家庭や地域社会で自分らしく輝いて生きていけるように、子どもの頃から家事・仕事・地域活動などにバランス良く関わることの重要性を学ぶとともに、固定期的な性別役割分担意識などが根強く残る方々などとの世代間交流により、柔軟な考え方を学んだ若い世代から他世代へ男女共同参画を浸透させていくことも重要です。
- 上田市で実施した「男女共同参画に関する中学生のアンケート(令和2年度)」(以下、中学生への意識調査)では、自分の考えに自信が持てないなどから、同調圧力によって周りに合わせようとする子どもが多数みられました。人間は一人ひとりが異なる個性を持ち、その違いを受け入れ認め合うことによって、差別や暴力のない、人権が尊重された平等な社会を築いていくことができます。子どもの頃から性別に関わらず、一人の人間として、お互いの違いを認め合える意識付けが男女共同参画社会の実現に向けて必要です。
- 性情報の氾濫や性に対する意識の変化、性体験の低年齢化により、援助交際などと呼ばれる性の商品化に若い世代が巻き込まれ、十代の予期せぬ妊娠や中絶が増加しています。このような状況を防ぎ、子どもたちが自らを守ることができるように、包括的性教育^{※11}や相談体制の充実を図ることが重要です。

コメントの追加 [S39]: 「世代」→「方々」へ修正しました。

コメントの追加 [S40]: 「現状」→「状況」へ修正しました。

関連データ



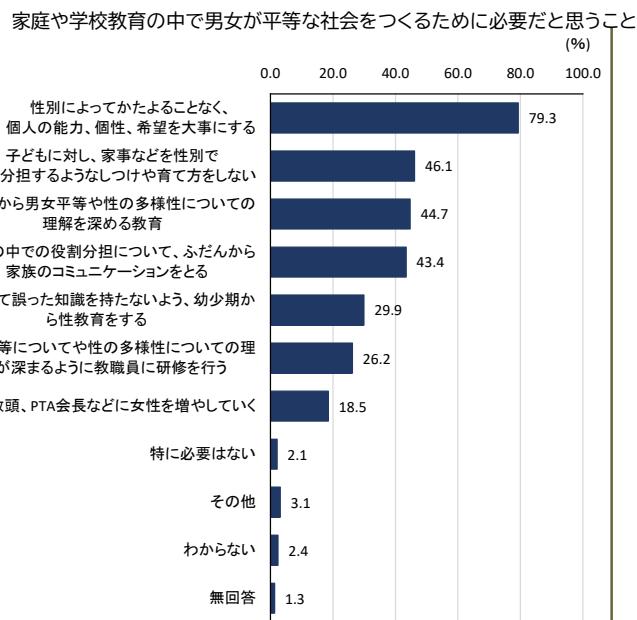
出典：上田市「男女共同参画に関する中学生のアンケート」(令和2年度)

コメントの追加 [ak41]: ★ グラフの縮尺率あげる

コメントの追加 [S42R41]: 未実施

※11 包括的性教育とは、「自らの健康・幸福・尊厳への気づき、尊厳の上に成り立つ社会的・性的関係の構築、個々人の選択が自己や他者に与える影響への気づき、生涯を通して自らの権利を守ることへの理解を具体化できるための知識や態度等を身につけさせること」を目的としたジェンダー平等や多様性を含む人権尊重を基盤とした性教育。

関連データ



出典：上田市「男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和2年度）」

コメントの追加 [ak43]: ★縮尺率さげる。円グラフも同様

コメントの追加 [S44R43]: 未実施

◆課題解決に向けた主な取組

(1) 児童・生徒へのキャリア教育^{※12} / 教員・保護者に対する研修

性別に関わらず、個性と能力を発揮できるようにするため、幼少期からの学習や学校における教育活動全体を通じて、次世代を担う子どもや若者が性別にとらわれることなく、自分らしい生き方を選べるよう、学校や家庭において学ぶ機会の充実を図ります。また、教員等への男女共同参画についての研修を進めます。

コメントの追加 [S45]: 「教師」→「教員」へ修正しました。

具体的な内容	担当課
・学校、保育所における男女共同参画の意識を高める教育の推進	人権男女共生課
・生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択できるための、個性を尊重した進路指導（キャリア教育）の実施	学校教育課 地域雇用推進課
・幼保小中の異年齢交流と教職員間の交流・相互理解を図るため、中学校ブロック単位での連絡会議の開催と幼年教育研究会の開催	人権男女共生課 子育て・子育ち支援課 保育課 学校教育課
・家庭における固定的性別役割分担意識を解消するための啓発や学習機会の提供として保護者等を対象とした講座の開催	人権男女共生課
・幼少期から男女共同参画の意識を定着させるための啓発パンフレット等の配布	保育課 学校教育課
・多様性と人権の尊重を基盤とした男女共同参画の理解の教育	人権男女共生課

コメントの追加 [S46]: 加えました。

コメントの追加 [S47]: 修正反映しました。

(2) 性や健康に関する教育

幼少期から発達段階に応じた性知識、男女平等意識、性に関して自ら考え判断する能力を身につけられるよう知識の普及と啓発に努めます。

具体的な内容	担当課
・子どもの成長に合わせ、男女双方の性に関する理解を深め、また多様な性を尊重する意識を育てる教育の実施	学校教育課
・様々な性を尊重するための情報モラル教育の推進	学校教育課
・学校等への出前講座を行い、妊娠や不妊、出産に関する正しい知識の普及啓発の実施	健康推進課 産婦人科病院
・学校生活において、性的指向や性別違和 ^{※13} により悩みを抱える児童生徒に対する相談体制等の充実	学校教育課
・誤った性の知識を持たないための包括的性教育の普及啓発	人権男女共生課

※12 子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために主眼として行われる教育のこと。

※13 出生時に割り当てられた性別（戸籍上の性別、身体の性別）と自認する（アイデンティティを持つ）性別が一致していないという強く持続的な感覚のこと。

◆施策の成果指標

指標	基準値	目標値(R8)
「性の多様性を学ぶ機会が必要」と思う中学生の割合(%) 【男女共同参画に関する中学生のアンケート】	65.0(R2)	68.3

◆施策の進捗を管理するための指標

指標	基準値	目標値(R8)
「命の学級」出前講座の理解度(%)	80.0	100.0
保護者向け性教育講座の実施回数(回)	1	2
教員等に対する研修会の開催回数(回)		

コメントの追加 [ak48]: 講座の対象を明記

コメントの追加 [ak49]: 講座の対象を明記

コメントの追加 [S50]: 参加人数ではなく、開催回数にしました。

重点施策③ 人権や多様性の尊重に関する理解の促進

◆現状・課題と施策の方向性

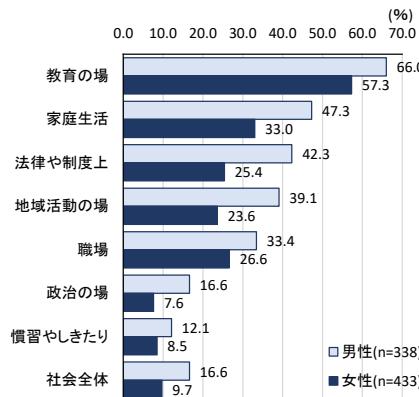
- 男女共同参画は、性別や一人ひとりの個性の違いなどを理由にした差別意識をなくし、互いの人権や多様性を尊重することが重要な基本理念の一つとなっています。家庭内や職場内、地域等において、意識的、無意識的に関わらず、いまだ性別による差別や人権侵害があるため、引き続き、人権や多様性の尊重に関する理解を促進していく必要があります。近年、心と体の性が一致しない人や性的指向が同性に向いている人など(LGBT^{※14}とも LGBTQ^{※15}とも呼ばれていますが、ここでは LGBTQ と呼ぶことします)が、日本の総人口の3~10%程度を占めるとも言われており、こうした方々の人権問題がクローズアップされています。LGBTQに関する社会的な理解は未だ十分に浸透しておらず、当事者は周囲の理解不足や偏見、差別等に苦しんでいる実態があります。
- 性別に関わらず誰もが生きやすい社会を実現するために、一人ひとりの多様性を受容しあうダイバーシティの感覚を広めるとともに、一人ひとりの多様な性を認め合っていくことが重要です。

コメントの追加 [S51]: 修正反映しました。

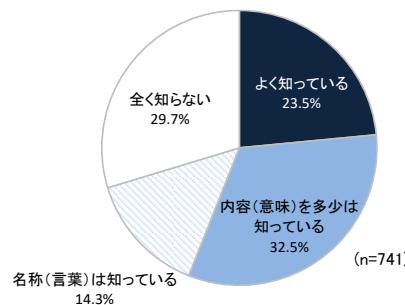
コメントの追加 [S52]: 頂いた修正反映しました。

関連データ

様々な分野における「男女平等である」と回答する割合



「LGBT」の認知度



出典：上田市「男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和2年度）」

※14 Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ。

※15 LGBTQ の「Q」とは、性的マイノリティ全般を表す「Queer（クイア）」、もしくは自分の性のあり方をはっきりと決められない、わからない人、または決めたくない、決めないとしている人を表す「Questioning（クエスチョニング）」という2つの言葉を意味している。

◆課題解決に向けた主な取組

(1) 人権と多様性の理解の促進

性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍、価値観、性的指向・性自認など、一人ひとりが異なる個性や指向を持つという多様性のあり方について理解を促進していきます。

主な取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・人権とダイバーシティ(多様性)に関する講座等の開催 ・多様性の尊重(LGBTQ、選択的夫婦別姓)に関する学習会の開催 	人権男女共生課

◆施策の成果指標

指標	基準値	目標値(R8)
LGBT という用語の認知度(%) 【男女共同参画に関する市民意識調査】	66.8 (R2)	70.1
ダイバーシティという用語の認知度(%) 【男女共同参画に関する市民意識調査】	45.1 (R2)	47.4

◆施策の進捗を管理するための指標

指標	基準値	目標値(R8)
性の多様性への理解促進のための研修・講座の参加者数 [累計](人)	-	100(累計)

基本目標
II男女がともに活躍する
社会づくり（女性活躍推進計画）重点施策④
意思・方針決定の場への女性の参画促進

◆現状・課題と施策の方向

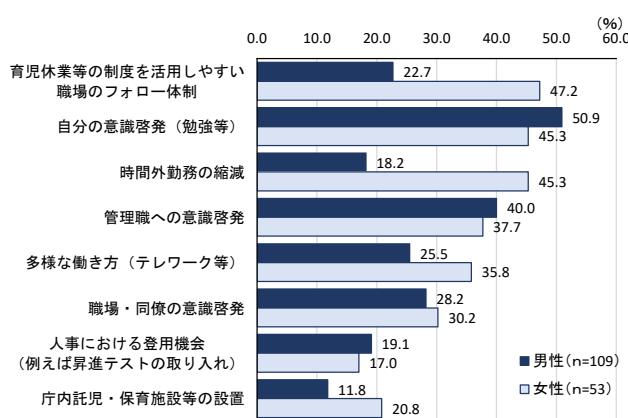
- 令和3年(2021年)3月現在、世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数において、日本は156か国中120位と低位にあります。その理由として、「政治分野」においては国会議員の女性割合が9.9%、大臣の同割合が10%、「経済分野」においては、管理職の女性の割合が14.7%と低いことなどが指摘されています。上田市においても、令和3年(2021年)4月1日現在、市議会議員の女性割合が10.3%、市職員管理職（課長級以上）の女性割合が12.2%、自治会長の女性割合が0.4%であり、各分野における女性の参画が十分とはいえない状況です。
- 「上田市男女共同参画計画策定にかかる市職員意識調査（令和3年(2021年)度）」の結果では、昇進意欲のある職員が昇進するために必要なこととして、半数が「自分の意識啓発」をあげています。特に女性の活躍推進、キャリア形成に向けては、業務の経験不足によるプレッシャーなどから昇進に対し、不安を感じている女性が少なくありません。入庁間もないうちからのキャリア教育、研修の実施といった意識啓発が重要です。
- また、行政や民間企業等においては、慣習等によって意欲や才能のある女性の登用が阻まれることがないよう、あらゆる分野で女性を積極的に登用するポジティブ・アクションを実施し、方針決定の場における性別の偏りを無くしていく取組が必要です。

コメントの追加 [S53]: 注釈は、初めに出てくるP15に記載しています。

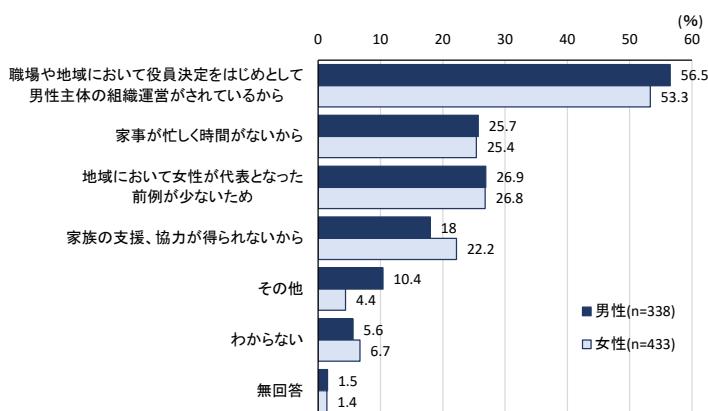
コメントの追加 [S54]: 頂いた修正を反映しました。

関連データ

昇進するために必要なこと【男女別】



出典：上田市「男女共同参画計画策定にかかる市職員意識調査（令和3年度）」

管理職・自治会・PTA 会長など、地域の団体の代表や
政治・行政・職場等の企画立案、決定の場に女性が少ない原因【男女別】

出典：上田市「男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和2年度）」

◆課題解決に向けた主な取組

(1) あらゆる分野の政策・方針決定の場における女性の参画促進

意思・方針決定の場において、性別に関わらず適切な人材が登用されるよう、各種団体や民間への働きかけを行います。

具体的な内容	担当課
・各種審議会等への女性委員の登用促進	行政管理課
・性別にとらわれない人材活用を進め、女性の職域の拡大や意識改革を推進 ・男女双方の視点から人事を行うことで、一方の性に偏らない人事となるよう、管理職や人事部門への女性の登用を促進 ・管理職、中堅職員など段階に応じた女性を対象に研修会を実施 ・女性管理職をロールモデルとした講座、研修会の実施 ・女性リーダー等人材育成のための講座や研修会の開催 ・国際社会の動向への理解促進と、国際的視野で男女共同参画を考える人材の育成 ・国・県の目標値、ポジティブ・アクションの取組事例の紹介、周知	人権男女共生課 地域雇用推進課

(2) 地域組織における女性の参画促進

地域組織の役職には慣習的に男性が就くことが多いものの、実際の現場では多くの女性が活動を支えています。こうした実情に合わせて、組織の役職にも積極的に女性が登用され適材適所で女性が活躍できるよう、地域組織に働きかけを行います。

具体的な内容	担当課
・男女がともに活躍している、または女性が活躍している市民団体の活動を支援	人権男女共生課
・自治会やPTA活動などへの男女共同参画意識の啓発 ・意思・方針決定の場への女性の登用を促進するよう働きかけ	市民参加・協働推進課 学校教育課 人権男女共生課

(3) 市職員の女性管理職(課長級以上)の登用の強化

意思・政策方針決定の場への女性の参画を市民や企業に対して推進していくためには、行政組織が率先して女性職員の登用に取り組んでいく必要があります。行政に携わる市職員において、女性の管理職への登用が進むよう、女性自身の意識啓発を進めるとともに、昇進や業務内容の機会均等を強化します。

具体的な内容	担当課
・性別に捉われることなく、意欲と能力のある職員の積極的な登用	
・キャリアアップとワーク・ライフ・バランスについて、男女共に職員懇談会を実施	総務課 人権男女共生課
・キャリア形成に関する研修の実施や外部研修への参加	
・育児休業復帰支援の実施	

◆施策の成果指標

指標	基準値	目標値(R8)
審議会等委員に占める女性の割合	37.8	40.0
市職員の女性管理職（課長級以上）割合	8.9	14.3
自治会三役に女性が就いている自治会の割合	(確認中)	(検討中)

◆施策の進捗を管理するための指標

指標	基準値	目標値(R8)
市の女性職員に対するキャリアアップ研修参加者数 [累計] (人)		
行政から地域組織への働きかけや協議の場の回数 [年間] (回数)	1	3

重点施策⑤ 働きやすい環境づくりや多様な働き方の推進

◆現状・課題と施策の方向性

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就業者数は男性が39万人減、女性が70万人減となっており、特に女性の減少幅が大きくなっています（総務省「令和2年労働力調査」）。その背景として、女性は非正規雇用労働者の割合が高いことが大きな要因となっており、新型コロナウイルス感染症により、今まで見過ごされてきたこと、潜在的にあったことが表面化したといえます。
- 特に母子家庭では、新型コロナウイルス感染拡大などの非常時に、保育園や学校に子どもを預けられないことで仕事を続けることが難しくなり、直接的な影響を受けやすいと考えられます。様々な状況に応じた働き方にに関する知識・情報の提供から、育児・介護と両立した多様な働き方の選択、ひとり親が経済的に自立していくための支援や環境の整備等が必要です。
- 市民意識調査では、半数以上が「女性は結婚や出産に限らず仕事を持ち続ける方がよい」と回答しているものの、家庭生活と仕事の両立の実現には遠い状況がみられます。また、「女性が働き続けるうえでの問題」については、「育児休業や介護休業制度などが十分整備されていないこと」を挙げる声が半数以上を占めています。
- 家庭生活と両立しながら仕事を続けるためには、子どもの一時預かりや介護支援といった制度の整備が不可欠です。また、企業等において、育児や介護の休業制度の利用促進、在宅勤務や時短勤務、フレックスタイム※16など働く人のニーズやライフスタイルに合わせた多様な働き方ができる取組など、女性も男性も希望する仕事と生活のバランスを叶えることができる環境整備を進めることができます。

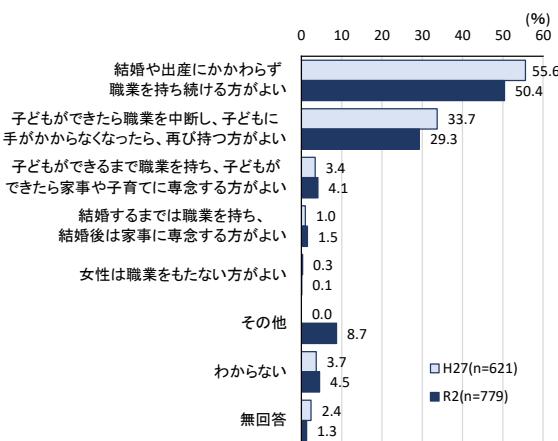
コメントの追加 [S55]: 修正反映しました。

コメントの追加 [S56]: 修正反映しました。

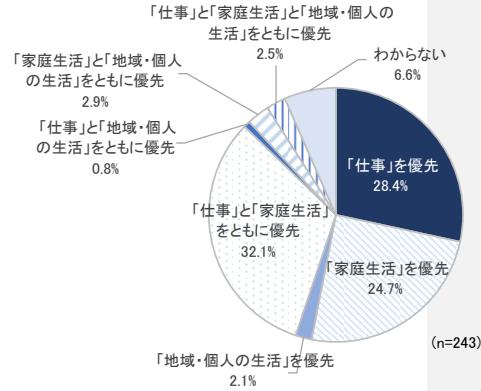
コメントの追加 [S57]: 漢字に修正しました

関連データ

女性が仕事をすることに対する考え方



「仕事と家庭生活をともに優先したい」と回答した人のワーク・ライフ・バランスの現実

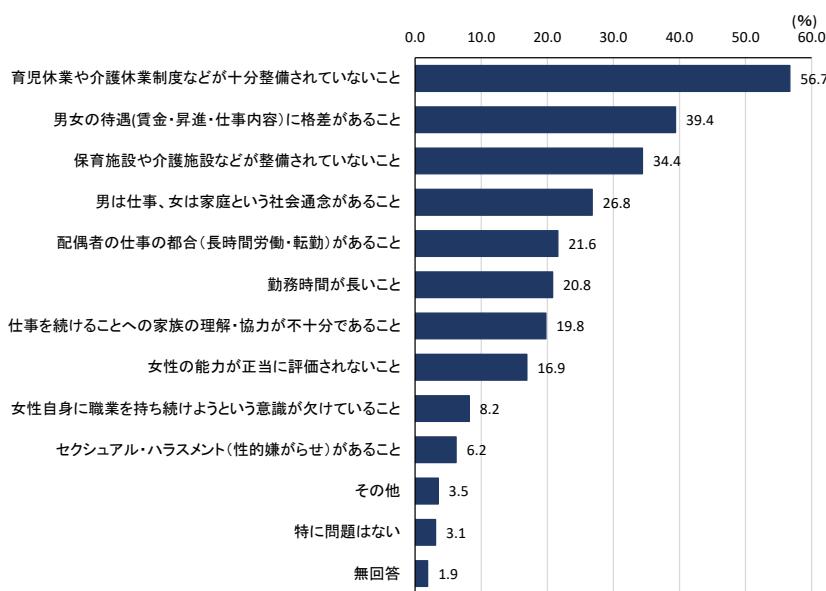


出典：上田市「男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和2年度）」

※16 労働者自身が日々の労働時間の長さあるいは労働時間の配置（始業及び終業の時刻）を決定することができる制度。

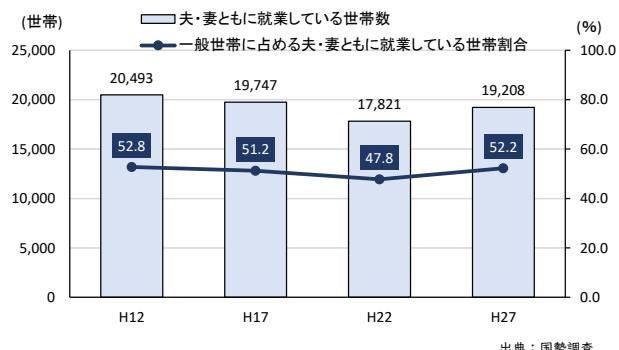
学び / 仕事と生活 / 安全・安心

女性が働き続けるうえでの問題



出典：上田市「男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和2年度）」

夫婦共働き世帯の状況



出典：国勢調査

◆課題解決に向けた主な取組

(1) 育休・介護休暇等の企業の制度・ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが育児休業等を取得できる環境の実現には、まず制度の理解、周知の徹底が重要です。女性も男性も育児や介護休業を取ることが当たり前となるよう、民間等が制度を社内に浸透させるための取組を強化することが必要なほか、取得希望者への理解の促進及び取得に向けて、社員一人ひとりが協力しあう環境づくりを推進します。

コメントの追加 [S58]: 「企業」→「民間等」へ修正しました。

具体的な内容	担当課
・制度の利用促進に向けた啓発とワーク・ライフ・バランスの推進	地域雇用推進課
・家庭内において、仕事を続けていくことへの理解・協力の推進	人権男女共生課

(2) 事業者表彰制度の普及

女性の活躍、ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な働き方（在宅勤務、フレックスタイム、時短勤務等や休暇の取得促進が行われている）など、誰もが働きやすい環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者を表彰します。この表彰の目的や意義を民間等・団体、市民に周知し、制度の活性化を図ります。

コメントの追加 [S59]: 修正反映しました。

具体的な内容	担当課
・男女共同参画推進事業者の表彰制度の普及	人権男女共生課
・イクボス宣言、くるみん認定、えるぼし認定制度の周知促進	
・在宅勤務やテレワーク、フレックスタイムなど、多様で柔軟な働き方の制度やワーク・ライフ・バランスの考え方について、事業者の取組事例の紹介や制度に関する情報発信	人権男女共生課 地域雇用推進課
・大学生や転職希望者に向けて企業等の取組をPRする機会提供、事業者への男女共同参画意識啓発促進	人権男女共生課 地域雇用推進課

(3) 子育てや介護に関する支援の充実

共働き世帯が増加する中、仕事と家事・育児・介護との両立に苦慮している世帯も増えています。特に家事・育児・介護の負担は女性に偏る傾向があります。仕事と家事・育児・介護の両立ができる支援の充実を図ります。

コメントの追加 [人権男女共生課60]: 上手くまとまりますか？

コメントの追加 [S61R60]: 修正を踏まえ、文章を修正してみました

主な取組の内容	担当課
・市のホームページ及び子育てポータルサイトを活用し、子育て支援に関する情報発信の充実	子育て・子育ち支援課
・ファミリーサポートセンター事業の周知と利用促進	
・子育て支援団体等との連携・協働による子育て支援の充実	
・働く保護者の多様な就労形態などに対応できるよう、保育サービスの充実と周知（延長保育、休日保育、一時保育、病児・病後児保育等）	保育課 子育て・子育ち支援課
・保護者が就労等で不在となる放課後や休業日に安心して過ごせる場として、放課後児童クラブ（児童クラブと学童保育所）を実施	学校教育課
・介護を必要とする方やその家族が安心して生活できる、介護サービスの充実と周知	高齢者介護課

(4) 職業能力の開発や再就職支援

結婚や子育て、介護などで離職した女性の再就職の支援のために各種情報の収集や提供、講座を開催するとともに、能力開発に向けた研修会の実施や資格取得のための学習機会の充実を図ります。

主な取組の内容	担当課
・女性がデジタルスキルを持っていないことで就労に結びつきにくいといったことがないように講座や研修会の開催	人権男女共生課 商工課
・再就職のための各種情報の提供	地域雇用推進課
・女性が積極的に意思・方針決定過程へ参画できるよう、女性ロールモデルの紹介	人権男女共生課
・女性の再就職や転職の支援のために、資格取得支援講座等の実施	学校教育課
・理工系など女性の進学が進んでいない分野について、女子中高生等の学生が進路選択しやすくなるための情報提供と支援	地域雇用推進課 人権男女共生課
・ハローワーク上田及び関係機関との連携強化と、就労サポートセンターでの求職者支援のための相談体制の充実	人権男女共生課

コメントの追加 [S62]: 「デジタルスキル強化のための」は削除しました。

コメントの追加 [S63]: 修正反映しました。

コメントの追加 [S64]: 修正反映しました。

(5) 多様な働き方に関する情報提供と推進

多様な働き方の一つの選択肢として、起業というスタイルを周知するとともに、起業に関心のある女性に対する適切な情報提供やネットワークづくりの支援を行います。

コメントの追加 [S65]: 「女性の」→「多様な」へ修正しました。

主な取組の内容	担当課
・在宅勤務、フレックスタイム等の多様な働き方に向けた環境づくりを行っている企業の周知	人権男女共生課
・起業を目指す女性に対して、起業に関する知識等を得られる講座や研修会等の学習機会の提供	商工課 人権男女共生課
・女性起業家のネットワーク支援	商工課

◆施策の成果指標

指標	基準値	目標値 (R8)
仕事と家庭生活をともに優先したい人が実現している割合 【男女共同参画に関する市民意識調査】	32.1 (R2)	33.7
30~34 歳の女性の労働力率【国勢調査】	75.6 (H27)	79.4 (R2)

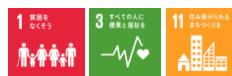
◆施策の進捗を管理するための指標

指標	基準値	目標値 (R8)
ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度(%) 【男女共同参画に関する市民意識調査】	54.9	57.6
配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得者割合(%)	68.0	100.0
女性の資格取得講座の参加者数[累計](人)	-	250
ファミリーサポートセンター活動実績件数[年間](件)	1,331	1,400

コメントの追加 [ak66]: よく知っている+多少は知っている+名称は知っているの割合としました

コメントの追加 [ak67]: 累計にした場合これでいいですか？

学び / **仕事と生活** / 安全・安心

基本目標
III男女でつくる
安全・安心な社会

重点施策⑥

あらゆる暴力の根絶に向けた取組(DV 対策基本計画)

◆現状・課題と施策の方向

- 内閣府の「男女間における暴力に関する調査」(令和2年度)によると、配偶者からの暴力(DV)被害経験がある人が22.5%で、概ね4人に1人がDV被害経験者です。男女別にみると、女性 25.9%、男性 18.4%となっており、女性の方が被害経験者の割合が高く、女性の10人に1人は何度も被害を受けていると回答しています。
- 内閣府「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」報告書(令和3年(2021年))によると、DV相談件数は前年同期比で約1.6倍に増加しています。また、令和2(2020)年4月から9月に「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」に寄せられた相談件数は、前年同期の約1.2倍となっており、コロナ下での生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されています。
- 家庭内における配偶者等に対する暴力行為の場を、同居する子どもが見ること(面前DV)で2次的影響が起きるなど、DVは複合的かつ連鎖的で見過ごせない危険が潜んでいます。こうした子どもへの影響についても十分配慮する必要があります。
- 市民意識調査の結果では、何が暴力にあたるのかを正しく理解していない人が一定数いました。「DV防止法(配偶者暴力防止法)」という言葉を知らない人が11%、また、4人に1人は「デートDV(交際相手からの暴力)」という言葉を知らないと答えています。男女間暴力について一人ひとりが正しい理解を深め、暴力を根絶していくための啓発を実践していく取組が必要です。
- インターネットやSNSの普及とともに、DVやハラスメントに関する相談内容は年々複雑化、多様化してきており、各種関係機関との連携と情報共有が一層重要になってきています。被害者が相談しやすい体制づくりと、被害者に寄り添った支援等を行うため、相談員は研修等により、的確に助言できる十分な知識や技術を習得するなど相談技術のスキルアップが必要です。また、相談窓口の周知や、被害者の自立に繋げていく仕組み作りも重要です。
- DV被害のため婚姻関係や交際関係を解消しても、つきまとい等の行為が続きストーカー事件に発展することもあります。行政職員は職務上被害者と接する機会が多いため、DVに関する理解、被害者の個人情報の保護への配慮などについて研修を行い、不適切な対応により、被害者にさらなる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮する必要があります。また、相談員が一人で問題を抱え込まないよう、組織として支援や相談を行う体制を構築していく必要があります。

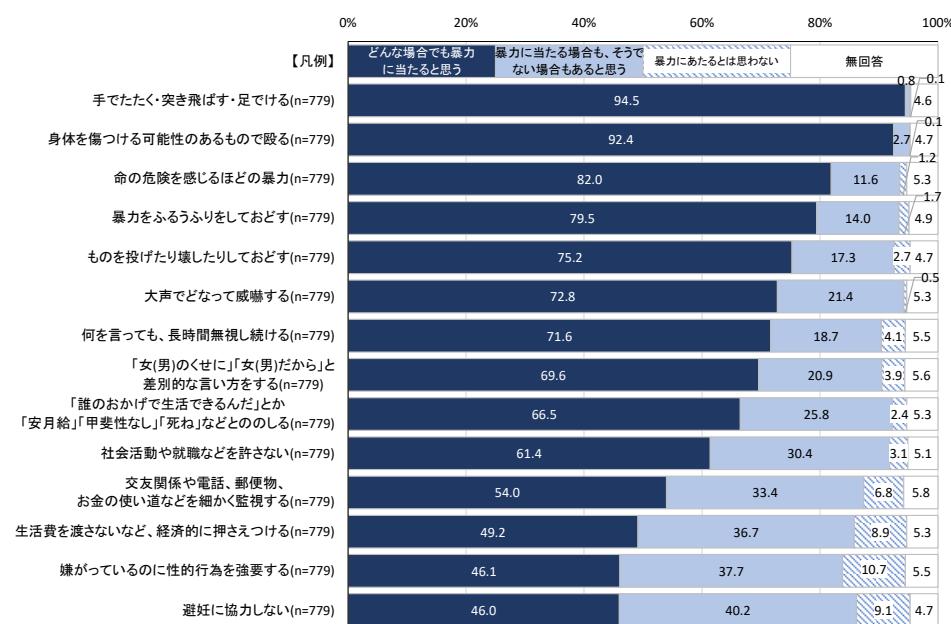
コメントの追加 [S68]: 修正反映しました。

コメントの追加 [S69]: 修正反映しました。

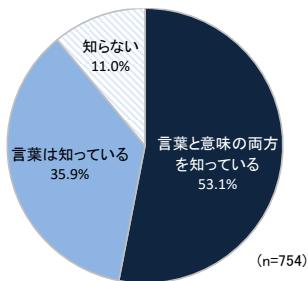
コメントの追加 [S70]: 加筆しました。

関連データ

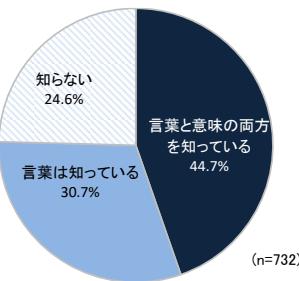
相手から行われる暴力に対する考え方



「配偶者暴力防止法(DV防止法)」の認知度



「交際相手からの暴力(デートDV)」の認知度



出典：上田市「男女共同参画社会に関する市民意識調査（令和2年度）」

◆課題解決に向けた主な取組

(1) あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発

DV、デートDV、性犯罪・性暴力等のあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を防止する啓発活動、関係機関等との連携体制強化に努め、被害者の安全確保や支援、相談の充実等を図ります。

具体的な内容	担当課
・DV・性犯罪・性暴力等の根絶に向けた意識啓発	人権男女共生課
・デートDV防止に向けた意識啓発	人権男女共生課 学校教育課 学園都市推進室
・子どもに対する暴力（性暴力等）・虐待防止の意識啓発	子育て・子育ち支援課 人権男女共生課
・二次被害の防止のため被害者への適切な対応が取れるよう、職員に研修参加への働きかけ	総務課 人権男女共生課 子育て・子育ち支援課
・メディアにおける性・暴力表現への対応	マルチメディア情報センター 人権男女共生課

コメントの追加 [S71]: 修正反映しました。

(2) 多様なハラスメント防止のための啓発

様々な立場・年齢・性別・メディアにおいて広がりつつある多種多様なハラスメントについて正しい理解を促進し、防止を図るため、情報発信や学習機会の確保を行います。

具体的な内容	担当課
・セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの防止の意識啓発	地域雇用推進課 人権男女共生課 総務課

(3) 危機的な状況にある人や暴力を受けた人への支援・相談体制の構築

多様化・複雑化する相談内容に適切に対応できるよう、各種関係機関とのネットワークを構築し、相談員のスキル向上に努めます。

具体的な内容	担当課
・相談しやすい仕組みづくりと相談窓口の周知	人権男女共生課
・相談員のスキルアップやメンタルヘルスケアのための研修会等実施	
・ 関係機関や地域ネットワークと緊密な連携を取り、相談や援助などの支援体制の充実	子育て・子育ち支援課 福祉課 健康推進課
・ 支援等を組織として行う体制づくり	人権男女共生課 健康推進課 子育て・子育ち支援課
・暴力を受けた被害者に対する支援	子育て・子育ち支援課 健康推進課 産婦人科病院 高齢者介護課 障がい者支援課
・被害を受けた子どもに対する支援	子育て・子育ち支援課 学校教育課 産婦人科病院

コメントの追加 [S72]: 加えました。

コメントの追加 [S73]: 修正反映しました。

コメントの追加 [S74]: 修正反映しました。

◆施策の成果指標

指標	基準値	目標値(R8)
女性相談員によるなんでも相談(上田市市民プラザ・ゆう)の認知度(%) 【男女共同参画に関する市民意識調査】	19.8(R2)	20.8

コメントの追加 [S75]: 成果指標、こちらのもので、いかがでしょうか。

◆施策の進捗を管理するための指標

指標	基準値	目標値(R8)
DV 防止法の認知度[言葉と意味の両方を知っている割合](%) 【男女共同参画に関する市民意識調査】	51.3(R2)	53.9
データDVの認知度[言葉と意味の両方を知っている割合](%) 【男女共同参画に関する市民意識調査】	42.0(R2)	44.1
女性相談員によるなんでも相談(上田市市民プラザ・ゆう)のパンフレットなどの設置個所数(か所)		

コメントの追加 [S76]: ご確認と、数値がわかれれば埋めいただきたいです。

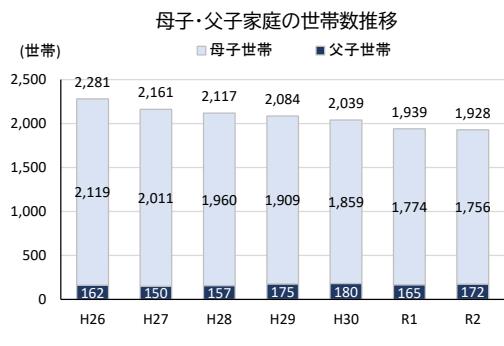
重点施策⑦

貧困など生活上困難な状況におかれている女性などへの支援

◆現状・課題と施策の方向性

- 就労機会や待遇等における男女格差を背景に、女性の方が様々な社会変化の影響を受けやすく、失業や貧困など生活困難な状態に陥りやすい傾向があります。例えば、ひとり親家庭においては、父子世帯の平均年間収入が398万円なのに対し、母子家庭ではその半分の200万円となっており（厚生労働省「平成28年全国ひとり親世帯等調査結果報告書」）、母子家庭の経済的な困窮が子どもの貧困問題にもつながっています。
- 令和元年（2019年）国民生活基礎調査によると、日本全体の子どもの貧困率^{※17}13.5%に対して、ひとり親家庭の子どもの貧困率は48.1%と高い割合を示しており、中でも母子家庭は出産や育児等による就労の中止、非正規雇用などを背景に、経済的な困難に陥りやすいと考えられます。本市では母子家庭が父子家庭の10倍以上と多く、生活困難な状態に陥りやすい母子世帯への支援が特に重要と言えます。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、女性の失業率や自殺率の増加など、女性へのしわ寄せが顕著に現れている状況にあります。厚生労働省の「自殺の統計」によると、令和2年の全国の自殺者数は男性が前年比で23人減なのに対し、女性は935人増となっています。本市でも女性の自殺者が増えており、コロナ禍で顕在化した女性が直面している困難に対して、柔軟かつ早急な対応が必要です。
- 生活困難者は、複合的な課題を抱えているケースが多く、各種関係機関と適切に連携し、スムーズに対応することが求められます。

関連データ



コロナ下における自殺者数の変化

	R1	R2	前年差
全国	20,169	21,081	912
男性	14,078	14,055	▲23
女性	6,091	7,026	935
上田市	29	30	1
男性	27	19	▲8
女性	2	11	9

出典：厚生労働省「自殺の統計」

※17 国民生活基礎調査では中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合。

◆課題解決に向けた主な取組

(1) 困難を抱えたひとり親家庭に対する支援

ひとり親家庭の自立に向け、就業支援や生活上の負担の軽減をはじめ、貧困の連鎖、経済的格差の拡大を生じさせないための支援を推進します。

主な取組の内容	担当課
・相談体制の充実と相談窓口のワンストップ化の促進 ・女性相談・男性相談窓口の周知	子育て・子育ち支援課 福祉課 学校教育課 人権男女共生課
・ひとり親家庭に対して就業に有利であり、生活の安定・向上につながる資格取得や学び直しを支援 ・ハローワーク上田等の関係機関と連携した就業支援	子育て・子育ち支援課
・困難を抱えるひとり親家庭に対する経済的支援のための各種制度の周知、利用促進(児童扶養手当福祉医療制度、母子父子寡婦福祉資金貸付、生活保護、生活困窮者自立支援、就学援助制度・要保護及び準要保護児童生徒援助費・特別支援教育就学奨励費)	子育て・子育ち支援課 福祉課 学校教育課 人権男女共生課
・市営住宅への優先入居制度の利用促進	住宅課

コメントの追加 [S77]: 修正反映しました。

コメントの追加 [S78]: 加えました。

(2) 困難を抱えた女性や支援を必要とする人への取組

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けやすい女性の現状把握や、様々な困難を抱え、支援を必要とする人が必要な支援を受けられる仕組みづくりを関係機関との連携により進めます。

主な取組の内容	担当課
・複合的に困難を抱える女性に対する支援(外国人等社会的孤立化やすい女性)	福祉課 人権男女共生課
・相談しやすい体制と居場所作り ・情報共有と連携体制の整備 ・経済的・精神的自立を促す講座の開催	人権男女共生課

◆施策の成果指標

指標	基準値	目標値(R8)
資格取得支援事業利用者の再就職件数	(確認中)	(検討中)

◆施策の進捗を管理するための指標

指標	基準値	目標値(R8)
資格取得支援事業(母子家庭等高等職業訓練促進事業) 利用者数(人)	13	15

コメントの追加 [S79]: ご確認ください。

重点施策⑧

男女ともに健康で過ごすための支援

◆現状・課題と施策の方向性

- 厚生労働省の「簡易生命表（令和元年（2019年））」によると、全国における平均寿命は、女性は87.74歳、男性は81.64歳となっており、いずれも過去最高を更新しています。本市においても、平均寿命は伸びており、人生100年時代を男女ともにいきいき活躍できるよう、健康づくりや介護予防といった健康寿命を延ばす取組が一層重要となります。
- 男女がともに自らの身体について正しい知識を持ち、生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を図ることが重要です。特に女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等で大きく変化するため、そのライフステージに対応した適切な健康の保持増進ができるような取組を推進します。
- 健康を第一に考えた上での生殖、また、子どもを産む・産まない、いつ何人産む等、自身の身体に関わる生殖を自分で決めることは女性の権利です。こうした性と生殖に関する健康と権利（＝リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※18）についての正しい理解を促進していくことが重要です。
- 人生100年時代においては、退職後の人生が長いことも考え合わせながら、健康に自分らしく生きるために、男女双方で家事や介護を補い合えることが重要です。男女ともに生活面で自立していることが、例えば新型コロナウイルス感染拡大などの有事の際ににおける家庭の危機管理対策にもつながります。家庭内の役割分担意識解消や特に男性に対する家事・介護等のスキルアップの支援を進め、男女ともに長く健康に過ごせる社会を目指します。

コメントの追加 [S80]: ひらがなに修正しました。

コメントの追加 [S81]: 修正反映しました。

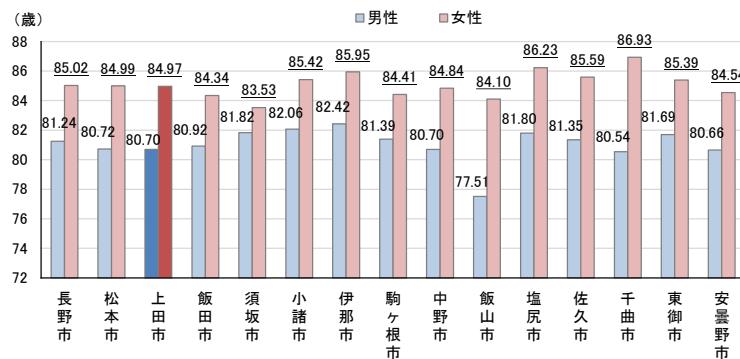
コメントの追加 [S82]: 修正反映しました。

コメントの追加 [S83]: 「定年」の文字取りました。

コメントの追加 [S84]: 修正反映しました。

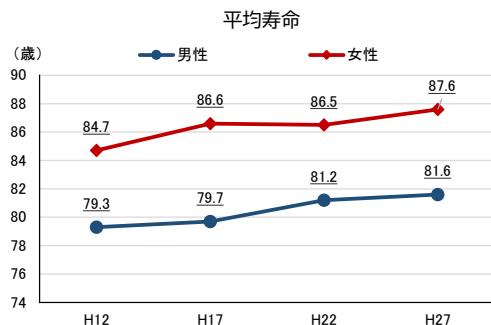
関連データ

健康寿命【県内19市比較】



出典：厚生労働省「人口動態調査、介護保険事業状況報告」、長野県「毎月人口異動調査」

※18 人が生涯にわたって差別と強制と暴力を受けることなく、性と生殖に関して身体的、精神的、社会的に良質な健康環境にあることをリプロダクティブ・ヘルスといい、またその状態を享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。



出典：厚生労働省「市区町村別生命表」

◆施策の方向性と主な取組

(1) 生涯にわたる男女の健康支援の推進

人生100年時代における健康寿命の延伸に向けて、関係課と連携しながら、健康づくりや介護予防に取り組み、誰もが健康で自分らしくいきいきと活躍できるよう支援します。

主な取組の内容	担当課
・ライフステージに応じた健康づくりの充実	健康推進課
・男性を対象とした家事・介護に関する講座の実施	人権男女共生課 公民館
・男性を対象にした退職後の生活を考えるための講座開催	高齢者介護課

コメントの追加 [S85]: ひらがなに修正しました。

コメントの追加 [S86]: 修正しました。

(2) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)についての意識づくり

身体的な性の違いにより、必要な健康支援は異なります。特に女性の妊娠・出産といった生殖に関わる健康問題は女性特有の課題です。こうした違いや特徴に関する理解を進めるとともに、適した健康づくりの取組を進めます。

主な取組の内容	担当課
・リプロダクティブ・ヘルス／ライツへの理解促進のための講座実施、啓発	産婦人科病院 健康推進課 人権男女共生課
・妊娠から出産まで一貫した母子保健事業の周知・徹底を図り、安心して出産ができる体制づくりの促進 ・予期せぬ妊娠や不妊等に対する相談や情報提供の実施 ・性感染症等についての理解促進、啓発	健康推進課 産婦人科病院

コメントの追加 [S87]: () の文章取りました。

学び / 仕事と生活 / **安全・安心**

◆施策の成果指標

指標	基準値	目標値(R8)
リプロダクティブ・ヘルス／ライツという用語の認知度(%) 【男女共同参画に関する市民意識調査】	—	25.0

◆施策の進捗を管理するための指標

指標	基準値	目標値(R8)
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの講座回数(回)	11	37
健康づくり活動に対する市民満足度(%)	44.5 (R元)	60.0 (R7)

重点施策⑨

男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

◆現状・課題と施策の方向性

- 東日本大震災をはじめとする様々な自然災害の経験を踏まえ、国は令和2年(2020年)5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を策定し、地方公共団体の男女共同参画部局と危機管理担当部局がより密接に連携し、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画の拡大、指定避難所の運営における女性の参画等の取組の推進などが示されました。
- 本市では、これまで男女共同参画の視点に立った防災対策の一環として、男女のニーズの違いに配慮した備蓄品の整備や、自主防災組織活動マニュアルの見直し等を進めていますが、地域防災計画の作成や実施を推進する「上田市防災会議」における女性委員の割合が低いなど課題もあります。地域防災力の向上を図るために、防災対策における男女共同参画を推進し、性別に問わらず多様な意見が反映される体制づくりが重要です。
- 「地域」(地域コミュニティ)においても、男女共同参画の視点を取り入れて災害に備えておくことが、災害に強い地域づくりの実現のために必要です。地域における政策・方針決定過程や消防団等地域の防災組織への女性の参画の拡大により、誰もが主体的な担い手であることを認識し、男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める必要があります。こうした地域防災の分野は男女が協働し、意思決定することの意義が見えやすい分野であり、地域における男女共同参画推進にあたっての効果的な導入点にもなり得ます。
- 地域防災の中核組織である消防団については、平成5年に上田市消防団女性消防隊(ペナレス隊)が組織された後、条例定数の5%を目標に女性団員募集を行い、令和3年(2021年)4月現在90人(条例定数 2,270人の約4%)の女性団員が活動しています。地域防災の中核である消防団員の確保とあわせて、女性団員の入団促進は、防災対策や消防活動に女性の視点を取り入れるためにも必要です。

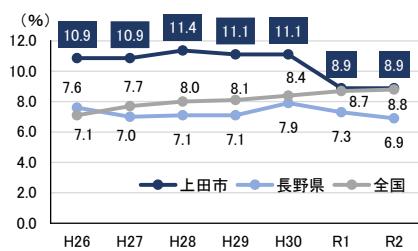
コメントの追加 [S88]: 漢字に修正しました。

コメントの追加 [S89]: 漢字に修正しました

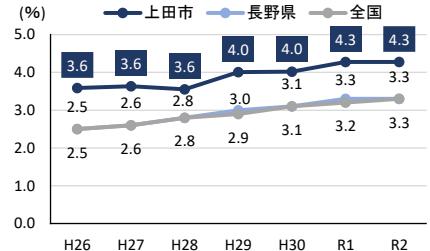
コメントの追加 [S90]: 加えました

関連データ

市町村防災会議における女性委員の割合



市町村消防団員に占める女性の割合



出典：上田市・長野県・長野県県民文化部人権・男女共同参画課調べ
全国 内閣府男女共同参画局 女性の政策・方針決定参画状況調べ

◆課題解決に向けた主な取組

(1) 防災に関する政策・方針決定過程における男女双方の視点の反映

防災分野に関する重要な政策や方針決定の場への女性の参画を促進し、女性の視点を活かした災害対策を推進します。

主な取組の内容	担当課
・上田市防災会議における女性参画の拡大 ・男女共同参画の視点を踏まえた、災害対応に関する各種マニュアル等の策定・見直し ・「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を踏まえた避難所の運営及び環境の整備	危機管理防災課 人権男女共生課
	危機管理防災課

(2) 地域防災における男女共同参画の推進

地域コミュニティにおいて、誰もが主体的な担い手であることを認識し、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営など、男女共同参画の視点を活かした地域防災力の向上を促進します。

主な取組の内容	担当課
・消防団や自主防災組織等、地域の防災活動への女性参画の促進 ・自主防災組織リーダー研修会や出前講座等の機会を通じた、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の周知 ・男女のニーズの違いや男女共同参画の視点に配慮した避難所運営訓練等の実施 ・災害復興において男女共同参画の視点を取り入れた自治会等関係組織との連携	消防総務課 危機管理防災課
	危機管理防災課
	市民参加・協働推進課

◆施策の成果指標

指標	基準値	目標値(R8)
上田市防災会議の女性委員の割合(%)	6.7 (R3)	10.0
上田市消防団の女性団員の割合(%)	4.6	5.0

◆施策の進捗を管理するための指標

指標	基準値	目標値(R8)